

平内町町有施設照明ＬＥＤ化業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和８年６月

平内町

1 業務の概要

(1) 業務名

平内町町有施設照明 LED 化業務委託

(2) 目的

蛍光灯等照明器具の生産終了及び高騰する電気料金並びに温室効果ガスによる地球温暖化への対応、近年の物価高騰への対応も踏まえ、調査・設計・施工を含めた業務委託方式により本町が所有する公共施設の照明設備を LED 照明へ更新するものである。また、公募型プロポーザル方式を採用することにより、民間事業者のノウハウや技術力を活用し、CO2 排出量の削減及び電力料金の縮減を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

平内町町有施設照明 LED 化業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 対象施設

本町が所有する 41 施設

（「平内町町有施設照明 LED 化業務委託仕様書」第 4 項のとおり）

(5) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(6) 提案上限額

121,008,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額については、本町と調整した上で決定する。

2 参加条件

(1) 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本業務を行う能力を有する単体企業、グループ又は複数の企業の共同体（以下「グループ等」という。）とする。また、参加申請書類の受付後においては、原則として参加者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本町と協議を行い、本町がこれを認めた場合はこの限りでない。

(2) 参加者の役割

ア 参加者は次の役割を全て担い、グループ等の場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

- ① 統括・施工役割：本町との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、業務遂行の責を負う。
- ② 調査設計役割：現地調査・設計・計画に関する業務を担う。
- ③ 機器調達役割：LED 照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。

イ グループ等で応募する場合は、統括・施工役割を担う代表企業を 1 者選定し、その代表企業が本町との連絡窓口となり、業務の遂行の責を負うものとする。また、参加申請時に参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。なお、統括・施工役割以外の各役割は、複数の企業での構成も可とする。それぞれの役割を担う企業が異なる場合には適正な契約を締結し町に報告すること。

(3) 参加資格

本プロポーザルの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とし、グループ等の場合は、グループ等の各構成員が全ての要件（ただし、イは統括・施工役割を担う者に限る。）を満たすものとする。

ア 本プロポーザルへの参加希望を表明する書類の提出時点において、本町における「令和 8・9 年度 競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。なお、各構成員の下請業者は含まない。

イ 本業務実施にあたり建設業法に基づく適正な技術者の配置ができること。

- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- エ 公告の日から企画提案書提出の日までの期間に、平内町の指名停止措置を受けていない者であること。
- オ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止期間中の者でないこと。
- カ 統括・施工役割を担う者は、青森県内に本店もしくは支店を有しており、令和元年度以降で国または地方公共団体が所有する施設における同種業務（業務委託）の契約実績を有しており、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく電気工事に係る監理技術者が所属する事業者であり特定建設業許可を有すること。
- キ 統括・施工役割の下請業者又は協力事業者の選定に当たっては、LED 照明更新工事の実績のある町内あるいは近隣市町村の業者へ発注し、町内、県内への経済波及効果に資するように配慮すること。
- ク 調査設計役割を担う者は、青森県内に本店もしくは支店を有しており、令和元年度以降で国または地方公共団体が所有する施設における調査業務の契約実績を有すること。
- ケ 機器調達役割を担う者は、青森県内に本店もしくは支店を有しており、令和元年度以降で国または地方公共団体が所有する施設における類似業務の構成員として事業に従事した実績があること。
- コ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、会社更生法の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- サ 次に掲げる団体でないこと。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体
- シ 参加表明書の提出時点までに納期限の到来した町税、法人税又は消費税及び地方消費税（本町内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない者にあつては、法人税又は消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。
- ス 仕様書等の内容を熟知し業務内容等を十分に理解した上で本プロポーザルに参加できること。

3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加条件の要件を満たさなくなった場合
- (2) 本町が求める提出書類の提出がなかった場合
- (3) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) プレゼンテーションを理由なく欠席した場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 見積書の金額（消費税及び地方消費税を含む額）が提案上限額を超えている場合
- (8) 見積書の金額と見積額内訳書の金額が合致しない場合
（見積額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない）
- (9) 提出書類の郵送又は持参等において、本町が指定する方法以外で提出された場合

- (10) その他不正な行為があった場合

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式第1号）」により行うものとし、電子メールにより受け付ける。電子メール以外の、電話及び口頭などによる質問・照会は、受け付けない。なお、電子メール送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

(2) 提出先

平内町総務課防災管財係

メールアドレス：bosai@town.hiranai.aomori.jp

(3) 提出期間

令和8年6月1日（月）から6月5日（金）午後4時まで

(4) 質問に対する回答

質問書が提出された場合は、質問者に対し、速やかに回答するとともに、質問及び回答内容を、令和8年6月10日（水）午後5時までに町のホームページに掲載する。

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。なお、当該回答文書は、本プロポーザル実施要領、仕様書等に対して、追加又は修正したものみなす。また、他の参加者からの企画提案書等の提出状況に関する質問は、受け付けない。

5 参加申請

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類等を、担当窓口へ持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）により提出すること。

ア 受付期間

令和8年6月1日（月）から6月12日（金）正午まで

※受付時間は、土日祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日に必着のこと。

イ 受付場所

〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63 平内町総務課防災管財係

ウ 参加表明書及び資格確認書類

応募者は、提出書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け A4 縦ファイルに綴じたものを2部（正本・副本）提出すること。なお、代表者又はグループ構成員の代表者が支店・営業所等の代表者（〇〇支店長等）となる場合は、委任状を添付すること。

① 参加表明書【様式第2号】

グループで参加の場合は、代表者名で作成すること。

② グループ構成表【様式第3号】

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

③ 会社概要【様式第4号】

所在地、直近決算の状況、職員数、営業年数、その他について記載すること。

※代表事業者及び構成員それぞれの事業者概要を提出すること

※各社が印刷している「パンフレット」等があれば適宜添付のこと。

④ 類似業務契約実績を証明する書面

調査設計役割を担う者は、令和元年度以降、国または地方公共団体が所有する施設において類似調査業務の契約実績を証明する契約書等の写しを提出すること。

複数の実績がある場合は3件まで提出することとし、青森県内の実績については、優先的に提出すること。

(2) 企画提案者の選定

企画提案書等を提出する資格の有無については、令和8年6月17日（水）までに参加表明書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

(3) 辞退

参加表明書提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式第5号）」を郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参により提出すること。提出期限は、令和8年7月8日（水）正午まで（郵送の場合は必着。）とする。

6 図面データの貸与又は現地事前確認

企画提案者として選定された者で、希望する者には、図面データの貸与又は現地事前確認を実施する。なお、現地事前確認については、本町職員立ち合いの下で実施する。

(1) 図面データの貸与

希望する者には、電気図面もしくは平面図が現存する施設について令和8年6月17日（水）から7月7日（火）まで（土日祝日を除く）に平内町総務課防災管財係にて提供又は閲覧する。

なお、同期間内に資料提供申請書（様式第6号）を提出すること。

(2) 現地事前確認

図面データがない場合などにより、現地の確認を希望する者には、現地事前確認を実施する。

希望する場合は令和8年6月17日（水）から6月23日（火）まで（土日祝日を除く）に平内町総務課防災管財係に事前確認申請書（様式第7号）を提出すること。

なお、実施期間は令和8年6月25日（木）から7月3日（金）まで（土日祝日を除く）の間に行うが、日程については別途調整を行い実施する。

(申込先)

平内町総務課防災管財係

メールアドレス：bosai@town.hiranai.aomori.jp

7 企画提案書の提出

企画提案者に選定された者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
1	企画提案書（様式第 8 号） 下記事業の課題を含み、本実施要領及び仕様書の内容を踏まえ次の内容について作成すること。 1 事業実施体制 業務の実施体制、製品の供給体制、構成企業（町内及び県内事業者の活用）などを記載すること。 2 設計内容に関する提案 改修箇所の計画（施設の業務や利用者の考慮）、使用器具の選定、既存設備の再利用の有無や撤去等に関する内容を記載すること 3 施工計画に関する提案 施工方法（施設の業務や利用者の考慮）、全体スケジュール、連絡体制等に関する内容を記載すること 4 製品の保証等に関する提案 製品の保証やサポート体制等について記載すること 5 各種実績 施工、調査設計、LED 照明について類似事業の実績を記載すること 6 その他独自提案 1 から 5 以外にこれまでの実績や経験等を踏まえた独自提案がある場合は記載すること ※原則として、A4 判の用紙を用いること。ただし、必要に応じて A3 判の用紙を挿入することも可とする。 ※A4 判 20 枚以内（表紙、目次及び類似の業務の実績はページ数に含めない）とすること。 ※文字サイズは、11 ポイント以上を基本とすること。 ※記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響がでる可能性がある。	正本 1 部 副本 10 部 CD-R 1 枚
2	エネルギー削減効果比較表（プロポーザル提案用）（様式第 9-1 号） ※試算条件を基に算出し、エネルギー削減効果比較表内訳書（様式第 7-2 号）の数値と一致させること。	正本 1 部 副本 10 部 CD-R 1 枚
3	エネルギー削減効果比較表内訳書（プロポーザル提案用）（様式第 9-2 号）	正本 1 部 副本 10 部 CD-R 1 枚

4	見積書（様式任意） ※見積書の金額は、総額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。 ※見積書には、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記すること。 ※本実施要領及び仕様書で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用を、本業務の提案上限額を超えない範囲で見積もること。	正本 1 部
5	見積額内訳書（様式任意） ※見積書の内訳として、対象施設ごとの金額を記載すること。 ※見積書の金額と見積額内訳書の金額は必ず一致すること（見積額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない）。	正本 1 部

※提出書類 1～3 の CD-R は、1 枚にまとめて提出してよいものとする。

(2) 提出方法

担当窓口まで郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

令和 8 年 6 月 17 日（水）から 7 月 8 日（水）正午まで

受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日に必着のこと。

(4) 提出先

青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63 平内町総務課 防災管財係

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり、プレゼンテーションを行う。

実施場所や日時等の詳細については、担当者宛てに別途、電子メールで連絡する。

(1) 実施予定日

令和 8 年 7 月 16 日（木）（予定）

(2) 実施場所

平内町本庁舎又は平内町勤労青少年ホームで実施する。

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

イ プレゼンテーションへの参加人数は、5 名以内とする。

ウ 所要時間は、1 企画提案者につき、30 分以内（企画提案者からの説明 20 分以内、質疑応答 10 分以内）とする。

エ 事前提出した企画提案書等を使って説明することとし、追加資料の持込みは認めない。

オ プレゼンテーションに当たり、機器（パソコン等）が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、プロジェクタ、スクリーン及び接続ケーブル（HDMI）は、本町で用意する。

カ 必要機器のセッティングは、前企画提案者説明終了後の休憩時間（約 10 分）に行うものとし、間に合わない場合は説明時間（20 分）に含める。

キ プレゼンテーションは非公開とする。

9 受託候補者の選定

見積書、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、「平内町町有施設照明 LED 化業務委託に係る受託候補者選定要領」に定める選定委員が、別紙「平内町町有施設照明 LED 化業務委託採点基準」に基づき厳正に審査の上、各選定委員の評価点の合計を総合点とし、総合点を評価した選定委員の人数で除した平均点が 6 割（以下「最低合格点」という。）以上かつ総合点が最も高い企画提案者を最優先交渉権者とする。総合点が最も高い企画提案者が 2 者以上ある場合は、選定委員間で協議した後に、最優先交渉権者を決定する。

最優先交渉権者が決定したものから順次、受託候補者に対し本町から連絡する。

10 企画提案者が 1 者の場合

企画提案者が 1 者であっても、プレゼンテーションを実施し、最低合格点以上となる場合は、受託候補者として決定する。

11 審査結果について

審査結果については、全ての企画提案者に対し書面を持って通知するとともに、本町公式ホームページ上で受託候補者名を公表する。

ただし、非契約者に関する情報は公開しないものとするが、審査結果における、自らの順位・総合点については、平内町窓口で問い合わせることができる。なお、他の企画提案者の順位・総合点については、非公開とする。また、審査結果についての異議等は認めないものとする。

12 業務委託契約

- (1) 企画提案書等に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本町が判断した場合は、本町と受託候補者との協議により項目の追加、変更又は削除を行うことがある。
- (2) 本町と受託候補者は、提出された企画提案書等及び見積書の価格を基に、業務委託契約締結のための仕様確認等の協議を行った上で、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。見積書の金額は、原則として提案時の価格の範囲内とする。
なお、協議が整わない場合、又は契約締結時までに受託候補者が失格事項に該当した場合は、得点により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行う。
- (3) 企画提案書等に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。
- (4) 契約方法は、随意契約とする。
- (5) 契約保証金として、契約金額の 10 分の 1 以上の額を納付すること。ただし、平内町財務規則第 144 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (6) 委託料は、本業務の完了検査後、請求に基づいて支払うものとする。ただし、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 284 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）と、契約書記載の履行期間を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約を締結した場合は、その保証証書を本町に寄託して、契約金額の 10 分の 3 に相当する額以内の額の前払金の支払を本町に請求することができる。

13 プロポーザルの中止等

本町がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、本プロポーザルへの参加者が損害を受けることがあったとしても、本町はその責を負わない。

1.4 適正な労働条件の確保に関する項目

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

1.5 不当要求行為の排除対策

本町では、受託者（町との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、町への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、町が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

1.6 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属するものとする。
- (3) 提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 全ての提出書類は返却しない。
- (5) LED 化対象施設へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (6) 受託者は、LED 照明設置業務等において、可能な限り町内、近隣市町村の業者を活用することとし、地域経済への貢献に資するよう配慮すること。

1.8 スケジュール

	内容	日時
1	公募開始	令和 8 年 6 月 1 日（月）
2	質問書受付期限	令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 4 時まで
3	質問回答期限	令和 8 年 6 月 10 日（水）
4	参加表明書等提出期限	令和 8 年 6 月 12 日（金）正午まで
5	参加資格結果通知	令和 8 年 6 月 17 日（水）
6	企画提案書等提出期限	令和 8 年 7 月 8 日（水）正午まで
7	プレゼンテーション	令和 8 年 7 月 16 日（木）（予定）
8	受託候補者の決定・公表・通知	令和 8 年 7 月 24 日（金）（予定）
9	受託候補者との協議	結果通知日～令和 8 年 8 月頃（予定）
10	契約締結	令和 8 年 8 月頃（予定）

【問い合わせ先】（提出先）

平内町総務課 防災管財係

〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63

電話：017-755-2111

電子メール：bosai@town.hiranai.aomori.jp